

第5回検討会における主な指摘事項【議事録抜粋】

1. 法制度に関する事項

- (a) 長時間の勧誘とか閉鎖した場所での勧誘をした場合には、そもそもそういう形で献金させること自体を禁止するとともに、これを例えれば民事上も無効にする、あるいは取消しの対象にするような方法が必要ではないか。
いわゆる公益法人認定法の第17条で寄附をしない意思を表示した者に対して勧誘または要求を継続し、あるいは粗野もしくは乱暴な言動を交えて迷惑を覚えさせる方法で寄附の勧説や要求をしたりすることを禁止行為としている。これを宗教法人法に入れるのがいいのか、あるいは特別な立法という形がいいのか、そこは議論の余地があると思うが、こういった禁止行為に加えて、そのようなことをした場合には献金を無効とするのも一つの手である。
- (b) 貸金業法や割賦販売法では、年収をベースにして一定額以上の貸付けをすること、あるいは取引をすることを禁止している。こういったように、年収をベースにして一定金額以上の献金をした場合には、その献金を無効という形にできないか。ただし、難しいのは、(これらの法律では)本人の年収調査の義務を貸金業者とかクレジット会社に課しているところ、それをやると、今度はカルト団体が、自分たちが狙っている相手の年収を把握してしまうことになり、ここは慎重な対応が必要である。一方で、一定額以上の献金をすることに対する直接の規制は、あってしかるべきである。
- (c) 自分が被害を受けていると気づいていない状態の人をどう救うかという論点が大事であり、家族が取り消せるみたいな方向に進むのか、それとも本人のマインドコントロールを解いて、気づいた段階で本人が取り消せるというふうに時効の延長を考えるか。本質的な個人の自由の観点から後者を深めたいが、ここは検討の余地がある。

2. 周知啓発・消費者教育に関する事項

- (d) 靈感商法というとどちらかというと高齢者の方に向けた対策と捉えられてきた傾向があるが、宗教2世の問題もクローズアップされている。宗教を隠れみのにした搾取の構造は厳然としてあることから、宗教だからといってタブー視せず、こういう社会的現象を高校生も含めて消費者教育の中できちっと伝えて、それをどう避けるか、どう救済できるのか、どこに相談できるのかということを教えることが必要である。
- (e) トラブルに遭ってしまってからでは被害回復が難しいこともあるので、未然防止が何より大切である。そのためには、トラブル情報の収集先と相談窓口の2つの周知が重要である。国民生活センターのホームページ、消費者庁のホームページは信頼できる情報の収集先である。また、相談窓口としての消費生活

センターについては、最近は「消費者ホットライン188（いやや）」経由で相談が入ることも増えており、この番号を設けた意味は大きい。覚えやすい「188」の番号の周知も重要である。

- (f) 一定の特定の集団が靈感商法を引き起こしているときに、特定の集団の実名を出して説明しなければ、被害の防止に役立たない。
- (g) 非科学的なものに対する思考は、文化的にも定着しているせいか、一定層の人がすぐにそういうのを信じてしまう。そういうことから、消費者教育はうまくいっているととても思えない現実である。一般人は法を知らないこと、教育現場との連携が不十分であること、そもそも教育の中身そのものが靈感商法等対策に合わせて十分ではないことの3点が課題である。

3. 相談対応等に関する事項

- (h) 精神療法として消費者被害に位置づけられる相談については、(日本弁護士連合会)判断基準を満たすものは、仮に相手側が宗教団体であったとしても、消費者被害を救済するために毅然と対応する。

しかし、全ての相談を消費者被害にくくすることは難しい。法的対応で解決するのは難しい側面もあり、個別の問題についてのカウンセリング、子供の問題については子供の専門家によるフォローが必要なこともある。また、消費者問題でない場合は、情報共有や情報集積する場所がなく、対応するにも横の連絡を取る体制もない。そのため、深刻な悩みを抱えた本人や家族にとって相談する場がなく、個人や家族内での悩みや困難を募らせている。この問題に対処できる相談センターを設立し、体制を整えることも必要である。
- (i) 政府として、リストを充実させるだけでなく、リストに挙がった関係機関を人員あるいは予算とともにバックアップしていくことにもう一歩踏み込まないといけない。
- (j) 精神療法の場合、当事者が被害に遭っているという認識がないまま契約を重ね、時間が経過してしまう傾向があることから、時間をかけて当事者や家族の支援をする、より専門的な窓口が必要なのではないか。
- (k) PIO-NETの保存期間は10年であるが、特定の団体に関して継続的に相談がある場合にPIO-NETの保存期間をその特定の団体に対して延ばすことができないのあれば、それは不十分である。
- (l) 相談員の質を上げる、あるいは相談員の知識を広げるということで見ると、所轄庁の範囲を超えた幅広い範囲のことが必要である。また、その相談窓口に宗教や心理の専門家や特定の集団の被害者関係者などのいろいろな専門家が参画できる、民間活用ということも大事である。
- (m) 相談の内容が教育に反映しないと、予防に勝る被害救済はないので、その連関がうまくいっているのかどうかが重要である。

- (n) 文書やデータの保存は、基本的には一定期間を過ぎた場合には処分をしていくというのが基本的な立てつけであり、公文書を含め、そうした準則に基本的に沿って個々の文書の種類に応じた保存年限を定めている。長期間にわたって保存することになるとデータ量が増えるので、容量とか処理能力を引き上げる必要があり、それに応じたコストがかかってくる。また、古いデータの形式のものをそのまま使い続けられるようにすることは、システムを変えていくたびに扱いが難しくなると思われる。現在、消費生活相談のDX化を進めており、消費生活相談の情報の取扱いも検討や作業を進めているところである、その中でどのようにしていくのがいいのかというのは検討していきたい。
- (o) PIO-NETに載っている情報を基に注意喚起などを行っており、こうした注意喚起が相談現場だけではなくて、その後方にある教育の現場でもあるいは相談員に対する研修の現場でも活用されている。
- (p) お金相談以外の窓口が十分に開いていないので、ほぼ泣き寝入り状態というか、悩んでいるだけでどこにも相談できずに終わっている。それを改善するためには、例えば児童相談所に関しては公認心理師や精神保健福祉士のような専門家を確実に配置して、かつ、彼らに研修ないし教育のプログラムの中に、マインドコントロールとか、批判的思考法といった対処方法を学ばせないとならない。今の公認心理師はそんな知識がないので、相談を受けても対応できないレベルである。質的な向上が求められる。

4. その他

- (q) 内心における信仰の自由は絶対的、無制限な自由ではあるけれども、それが対外的な宗教活動や宗教的結社の自由となると、社会的な存在としての公共の福祉の下、一定の制約を受ける。また、日本国憲法の下では、まず個人の自由が優先し、それを前提にして宗教活動の自由が構築されており、これが逆になるのは本末転倒。すなわち宗教団体の持つ信教の自由はどうあるべきかという問題は、個人の自由の優越性を念頭に置いて議論されなければならない。
- (r) マインドコントロール対応に関しては、過激な行動をやめさせるということと思考そのものの間違いを正していくという2段階がある。そもそも2段階目までやると、内心の自由の問題に触れてくる可能性があり、抵抗する方も多いのではないか。しかし、問題は第1段階の脱過激化、具体的には児童虐待をするとか多額の献金をするという、過激な部分をコントロールしてもらうことが大事である。

(※) 第5回検討会の議事録を踏まえ、消費者庁において整理したもの。